

平成29年度 奨学生募集要項

公益財団法人 日本通運育英会

1. 奨学金の目的

この奨学金は学術優秀、品行方正でありながら経済的理由により就学が困難な者に対し奨学援護を行ない、もって社会有用の人材を育成することを目的として貸与する。

2. 募集人員（学校教育法に定める以下の学校に在学する者）

- (1) 大学に在学する者（1・2年生に限る） 66名
- (2) 短期大学に在学する者 2名
- (3) 高等専門学校に在学する者 2名

3. 奨学金の種類 貸与形式（無利子）※給付ではありません。

4. 奨学金の貸付月額と貸付期間

(1) 貸付月額

区 分	大 学	短期大学	高等専門学校
自宅から通学の場合	15,000 円	10,000 円	10,000 円
自宅以外から通学の場合	20,000 円	15,000 円	15,000 円

(2) 貸付期間

奨学生が在学する正規の最短修業期間とする。

5. 奨学金交付の方法

奨学金は毎年4月（採用初年度は7月）および10月の年2回各半年分を振込により交付する。

6. 申請の手続

奨学金の貸付を受けようとするものは、次の書類を整え、下記あてに申請する。

〒105-8322 東京都港区東新橋1丁目9番3号 日本通運株式会社内
公益財団法人 日本通運育英会事務局
電話 03-6251-1482（直通）

(1) 提出書類

- A. 奨学資金貸付申請書（所定用紙による・写真貼付）
- B. 進学前または、在学校の学校長推薦書（様式は自由）

C. 直近の学業成績証明書

D. 在学証明書又は入学許可書

E. 扶養者（父母等）の所得証明書（源泉徴収票または納税証明書）

（注）提出書類の不備な場合は貸付の対象といたしません。また提出書類は採用、不採用にかかわらず返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

(2) 提出期間

4月1日（土）から4月20日（木）まで（本会到着）

7. 奨学生の決定

奨学生の決定は奨学生選考委員会の選考を経て理事会が行なう。

（5月下旬決定通知送付の予定）

8. 決定後の留意事項

(1) 貸与形式のため、決定者はご両親以外から連帯保証人1名を選定願ひ、本人と連名で奨学資金借用証書を提出いただくこととなります。

(2) その他提出書類 健康診断書、住民票抄本、連帯保証人印鑑登録証

9. 奨学金の返済

奨学生は、卒業後6ヶ月を据置き、貸付期間の2倍の期間以内（返済期間の短縮可）に均等割をもって返済する。（返済は毎年2回、6月・12月）

10. 奨学生の義務

(1) 奨学生として採用された場合には、本会の定める奨学規程を守り、本会及び学校の指示に従い、必要な手続は怠りなく行うこととする。

(2) 次年度以降毎年4月25日迄に前年度の成績証明書を本会に送付すること。

11. 貸付の停止

奨学生が退学、休学、転学のとぎ、学業成績または操行が不良の場合、その他奨学生として不適当と認められるときは、貸付を停止する。

12. 他の奨学金制度との併用 併用可

公益財団法人 日本通運育英会奨学規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本通運育英会（以下本会という）定款に基づく奨学資金の貸付およびその手続等について定める。

(奨学生の資格)

第 2 条 本会の奨学生は、学校教育法による大学、短期大学および高等専門学校に在学する者のうち、学術優秀、品行方正、身体強健で学資の支弁が困難と認められた者とする。

(貸付金額)

第 3 条 本会は奨学生に対し、つぎの区別による金額を貸付ける。

区 分 \ 貸付額	自宅から通学の場合 (月 額)	自宅以外から通学の場合 (月 額)
大 学	15,000円	20,000円
短 期 大 学	10,000円	15,000円
高等専門学校	10,000円	15,000円

(奨学資金の利息)

第 4 条 奨学資金は無利子とする。

(貸付期間)

第 5 条 奨学資金を貸付ける期間は、奨学生が在学する正規の最短修業期間とする。

(貸付の申請)

第 6 条 奨学資金の貸付を受けようとする者は、その年の4月20日までに、奨学資金貸付申請書（様式第1号）につき書類を添付して本会に申請しなければならない。

- (1) 進学前または在学校の学校長の推薦書
- (2) 最近の学業成績証明書
- (3) 入学許可書または在学証明書
- (4) 扶養者（父母等）の所得証明書（源泉徴収票または納税証明書）

(奨学生の決定)

第 7 条 本会は各年度の事業計画にもとづいて別に定める選考要領により奨学生を決定する。

(奨学資金の貸付)

第 8 条 本会は毎年4月および10月の2回に各半年分の奨学資金を奨学生に貸付ける。ただし、採用初年度は7月および10月とする。

2. 奨学資金の貸付は、本会より直接行なうものとする。

(借用証書等の提出)

第 9 条 奨学生採用の決定通知を受けた者は、連帯保証人と連署のうえ、別に定める期日までにつき書類を提出しなければならない。

- (1) 奨学資金借用証書（様式第2号）
- (2) 医師の健康診断書
- (3) 住民票（抄本）

2. 連帯保証人は家族以外で、奨学生の返済額を代弁し得る収入のある者であって、いつでも本会および本人と連絡のできる者でなければならない。

本会が連帯保証人の差換、追加を求めた場合は遅滞なく履行しなければならない。

(届出および報告)

第 10 条 奨学生は、在学中または卒業後つぎの各号の一に該当する事実が発生したときは、連帯保証人と連署のうえ直ちに本会に届け出なければならない。

- (1) 奨学生が、休学、復学、転学または退学するとき
- (2) 本人または連帯保証人の住所、氏名、職業その他重要な事項に変更があったとき（様式第3号）
- (3) 奨学生は、毎年学業成績証明書を4月25日までに本会に提出しなければならない。

(奨学資金の辞退)

第 11 条 奨学生は、本会に申請し、いつでも奨学資金を辞退することができる。

(貸付の停止および復活または継続)

第 12 条 本会は、奨学生がつぎの各号の一に該当するときは、奨学資金の貸付を停止する。

- (1) 退学したとき
- (2) 学業成績または操行が不良と認められるとき
- (3) 休学したとき
- (4) 転学したとき
- (5) その他、奨学生として不相当と認められるとき

2. 休学していた者が復学したときは、審査のうえ奨学資金の貸付を復活することがある。

補 則 転学したときは、再選考のうえ、奨学資金の貸付を継続することがある。
(奨学資金の返済)

第 13 条 奨学生は、奨学資金を卒業後 6 ヶ月を据置き、貸付期間の 2 倍の期間内に均等割をもって、本会に返済しなければならない。

ただし、休学による奨学資金貸付停止期間は、貸付期間に含めない。

2. 前項の規定による返済は、毎年 6 月および 12 月の 2 回払とする。
3. 奨学資金の貸付を停止され、または辞退したときは、その翌月から貸付を受けた期間に相当する期間内に均等割をもって返済しなければならない。
4. 奨学資金はいつでも期間を繰り上げて返済することができる。

(債務の弁済の責任)

第 14 条 本人または連帯保証人が、6 ヶ月以上返済を延滞し、本会の指定した日までに、当該返済金の返済を行わないときは、民事訴訟法および民事執行法の定める請求手続を行なうことがある。

(延滞利息)

第 15 条 本会は、奨学資金の返済を延滞したときは、延滞期間が 6 ヶ月を超えるごとに、6 ヶ月について延滞額の 7 % 相当額の利息を徴収する。

(返済の免除または猶予)

第 16 条 第 14 条および前条の規定にかかわらず、本人が奨学資金の返済猶予または返済免除を申請し、本会がとくに相当の理由があると認めるときは、奨学資金の返済を免除または猶予し、もしくは利息を徴収しないことがある。

2. 前項の申請を行なうときは奨学資金返済猶予・免除申請書（様式第 4 号）並びにこれを証明する公務員または準公務員（民生委員）の証明書を添付して行なわな

ればならない。

(本会の事務所)

第 17 条 本会は東京都港区東新橋 1 丁目 9 番 3 号 日本通運株式会社内に事務所を置く。

(規定の細目)

第 18 条 この規定について必要な細目は別に定める。

附則

1. 平成 25 年 4 月 1 日、公益財団法人への移行に伴い、関係する項目を変更した。

(様式第1号)

本人写真貼付
6カ月以内に撮影
正面無帽無背景
縦40mm×横30mm

奨学資金貸付申請書

日本通運育英会理事長 殿

年 月 日

本人氏名

印

貴会の奨学生としてご採用いただきたく、お願いいたします。奨学生としてご採用のうへは、貴会奨学規程に従い奨学生としての責務をはたすことはもとより、奨学資金の返済についても誠実にその義務を履行いたします。

なお下記記載内容のとおり相違ありません。

(黒インク・楷書・算用数字・西暦で記入)

本 人	フリガナ 氏 名			男 女
	生年月日	年	月	日生(才)
人	フリガナ 現住所	〒 TEL.		
		自宅. 自宅外(学生寮. 民間アパート等. 親戚・知人宅). その他		
就 学 校	大学 学部	学科 第 学年	入学 年 月	
		課程 昼 夜	卒業予定 年 月	
校	フリガナ 所在地	〒 TEL.		
奨学資金 月額		円	貸与期間	年 月～ 年 月

※ 裏面にも記載事項があります。

家 族 欄 (就学者を含む)	住 所	〒 TEL.			
	続柄	氏 名	年 齢	職業および勤務先・役職名 在学学校・学年	税込年収 (千円)
	父				
	母				

奨学資金貸付を希望する理由（具体的に記入のこと）

平成 年 月 日

殿

筑波大学長
永田 恭介

推薦書

下記の者を、貴奨学生として適当と認め推薦いたします。

記

所属	筑波大学	学群	学類	年次
		課程	研究科	
氏名	_____			

推薦所見

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

指導教員等	所属	氏名	印